

横浜市外郭団体等経営改革委員会

経営改革に関する提言（9 団体）

平成 22 年 12 月

目 次

(1) 財団法人横浜市男女共同参画推進協会	・ ・ ・ ・ ・	1
(2) 財団法人寿町勤労者福祉協会	・ ・ ・ ・ ・	2
(3) 財団法人横浜市資源循環公社	・ ・ ・ ・ ・	3
(4) 財団法人木原記念横浜生命科学振興財団	・ ・ ・ ・ ・	4
(5) 財団法人横浜市消費者協会	・ ・ ・ ・ ・	5
(6) 財団法人横浜市シルバー人材センター	・ ・ ・ ・ ・	6
(7) 横浜市場冷蔵株式会社	・ ・ ・ ・ ・	7
(8) 横浜市住宅供給公社	・ ・ ・ ・ ・	8
(9) 財団法人横浜市ふるさと歴史財団	・ ・ ・ ・ ・	9

財団法人横浜市男女共同参画推進協会

団体概要

(平成22年7月1日現在)

所在地	横浜市戸塚区上倉田町435-1	(TEL) 862-5053
URL	http://www.woman.city.yokohama.jp	設立 昭和62年10月1日
代表者	理事長 合田 加奈子	(平成22年7月1日 就任)
資本金	30,000 千円 (うち本市出資額・割合	30,000 千円 ・ 100.0%)
主務官庁	神奈川県県民部人権男女共同参画課	
市所管課	市民局男女共同参画推進課	
設立目的	女性を取り巻く様々な問題を解決しようとする市民の主体的な活動を援助育成し、男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。	

提言

横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類

引き続き経営努力が必要な団体

〔小分類：引き続き、現在の団体運営及び財務状況を維持するとともに、さらなる経営努力をつづけるべきもの〕

※次期協約期間（平成23年度から平成25年度まで）

経営改革の方向性 ①

男女共同参画の実現に向けた課題解決を支援する専門的機関として、関係機関・民間団体との連携・役割分担の強化や利用者の意見の反映を進め、より効果的な事業展開を図ること。また、事業効果や組織運営の効率化について、引き続き評価と見直しを行うこと。

【補足または条件・整備すべき環境】

- ・ 困難を抱える女性の支援は総合相談をベースに個々の利用者に寄り添った支援を組み立てている。
- ・ 広く市民の多様なニーズの把握に努め、利用者の意見や事業実績と合わせて、事業の見直しへ反映させる取組をより強化すること。
- ・ 他機関と類似の事業がある場合は、内容の差別化を行うなど、事業の重複に留意すること。
- ・ 次回(H27～)の指定管理者の選定に際しては事業の専門性や今後の事業成果と効率化の取組に対する評価に基づいて慎重に行うこと。

経営改革の方向性 ②

管理部門を含めた人材育成・登用を計画的に進め、自立性・専門性を高めた組織運営と人材登用に関する施策を着実に実行すること。

～ 委員会における主な参考意見 ～

● 方向性①関連

- ・ 個別の事業については理解できるが、広く一般市民のニーズに十分応えられているのか調査する必要がある。
- ・ 建物等の管理中心から利用者に対する支援事業へ、より重点を移行していく方が、事業成果の向上につながるのではないか。

財団法人寿町勤労者福祉協会

団体概要

(平成22年7月1日現在)

所在地	横浜市中区寿町4丁目14番地	(TEL)	662-0503
URL	http://www002.upp.so-net.ne.jp/k-kinroukyou/	設立	昭和49年3月30日
代表者	理事長 有木 文隆	(平成20年4月1日)	就任)
資本金	1,000 千円 (うち本市出資額・割合)	550 千円	・ 55.0%)
主務官庁	神奈川県商工労働局労働部労政福祉課		
市所管課	健康福祉局保護課援護対策担当		
設立目的	寿町総合労働福祉会館(横浜市寿住宅を除く。)の管理運営を適切、かつ、能率的に行うことにより労働者の福利厚生を図り、もって労働者の勤労意欲の高揚に資することを目的とする。		

提言

横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類	引き続き経営努力が必要な団体 〔小分類：引き続き、現在の団体運営及び財務状況を維持するとともに、さらなる経営努力を続けるべきもの〕
※次期協約期間(平成23年度から平成25年度まで)	
経営改革の方向性 ①	
<p>事業の公益性は非常に高く、需要も伸びていることから、事業を将来にわたり継続的・安定的に実施できるよう、市と連携して課題の解決へ向けて早急に対策を講ずること。</p> <p>【補足または条件・整備すべき環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者の高齢化、生活保護受給者の増大、地区の簡易宿泊所の増加など、需要が伸びている一方で、医師が高齢化し、非常勤医療スタッフが頻繁に入れ替わり、建物の老朽化が進んでいる状況にある。 担い手である医師の高齢化に対しては、新たな人材の確保も含めて、継続可能な体制の整備を早急に行っていく必要がある。 	
経営改革の方向性 ②	
<p>非常勤役員を削減し、現場の体制を強化した組織とすること。 また、現場をよく知るプロパー職員が経営を担っていけるよう、人材育成計画を平成22年度中に策定すること。</p> <p>【補足または条件・整備すべき環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の理事長は市OBだが、現場をよく知る固有職員がマネジメントを学び経営を担っていくことが望ましい。市も協力して固有職員の育成に取り組む必要がある。 	

財団法人横浜市資源循環公社

団体概要 (平成22年7月1日現在)

所在地	横浜市中区桜木町1丁目1番地56 みなとみらい21・クリーンセンタービル6階	(TEL)	223-2021
URL	http://www.shigenkousha.or.jp/index.html	設立	昭和55年10月1日
代表者	理事長 上野 和夫	(平成21年4月1日 就任)
資本金	10,000 千円 (うち本市出資額・割合	10,000 千円	・ 100.0%)
主務官庁	神奈川県環境農政局環境部資源循環課		
市所管課	資源循環局総務課		
設立目的	廃棄物の減量化、資源化を推進するとともに、適正な処理、処分を行うことにより、横浜市廃棄物処理事業の円滑な推進を支援し、併せて市民の快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与する。		

提言 横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類 事業等の再整理が必要な団体
(小分類：団体運営（公益的使命等）の実現強化に向け、事業の重点化を進めるべきもの)

※次期協約期間（平成23年度から平成25年度まで）

経営改革の方向性 ①

民間と競合する事業については民間へ移行していくことを基本とし、各事業について受け皿となる民間事業者の動向等の精査を行った上で、平成22年度中に民間移管の条件や時期を整理し、条件が整い次第、順次民間事業者に移行すること。

【補足または条件・整備すべき環境】

- ・ 粗大ごみ受付収集事業における、災害時等のセーフティネットとしての役割について、民間事業者や市による代替の可能性などを検討し、代替できない場合は理由を明確にすること。
- ・ 資源選別施設および南本牧廃棄物最終処分場の管理運営事業について、再委託先や搬入業者の管理監督を行う方法として、より効率的・効果的な方法を検討するべきである。

経営改革の方向性 ②

事業の廃止・縮小などにもなう3年間の人員削減計画については、できる限り期間の短縮を図るとともに、市退職者が占める割合が非常に高いため、固有職員の活用もしくは外部人材の登用などにより、現状については見直しを図ること。

～ 委員会における主な参考意見 ～

● 方向性①関連

- ・ 公社が行う事業の多くは、民間による代替が可能である。
- ・ 粗大ごみの収集に関して、緊急時に対応する契約を優良な事業者と結ぶことなどで対応できるのではないかと。
- ・ 選別精度の向上や資源物の管理などは、ノウハウの要素があるので、民間に教えることにより対応が可能か検討する必要がある。

● 方向性②関連

- ・ 人員削減を行うのに3年もかける必要はなく、よりスピード感をもってスリム化すべきである。
- ・ 業務のノウハウを有した市退職者に雇用を限定するよりも、ハローワーク等を通じて外部からも広く雇用していくべきである。

財団法人木原記念横浜生命科学振興財団

団体概要 (平成22年7月1日現在)

所在地	横浜市鶴見区末広町1丁目6番地	(TEL)	502-4810
URL	http://www.kihara.or.jp	設立	昭和60年3月12日
代表者	理事長 梅田 誠	(平成13年4月1日 就任)
資本金	810,073 千円 (うち本市出資額・割合	500,000 千円	・ 61.7%)
主務官庁	神奈川県政策局政策調整部総合政策課		
市所管課	経済観光局新産業振興課		
設立目的	生命科学における大学や研究機関と産業界等との共同研究の組織化を推進し、その有機的連携を図るとともに、学術交流及び学術奨励を行い、広く社会に生命科学研究の重要性を伝え、もって神奈川県内の生命科学の振興とその応用による産業の活性化に寄与する。		

提言

横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類	引き続き経営努力が必要な団体 〔 小分類：引き続き、現在の団体運営及び財務状況を維持するとともに、さらなる経営努力を続けるべきもの 〕
※次期協約期間 (平成23年度から平成25年度まで)	
経営改革の方向性 ①	
平成21年度に開設したバイオ産業センター(YBIC)は、事業収入が自主財源の大きな割合を占めることから、入居率を向上・維持し安定的な財務収支を確保すること。	
【補足または条件・整備すべき環境】	
・ Y B I C は事業計画上で、今後も入居率を90%以上に保つ必要がある。	
経営改革の方向性 ②	
施設の運営については、政策目標と対象企業の明確化を行うこと。さらに、団体収支の健全性を確保した上で、入居条件の設定や、業績等に応じて利益の一部を還元させるなど、企業負担の見直しと団体の経営改善に資する措置を講ずること。	
経営改革の方向性 ③	
横浜市として引き続きバイオベンチャー支援を行うのであれば、ライフサイエンスの専門家だけでなく、民間の企業経営、財務の専門家を登用するなど、起業の成功に対して真に必要で効果的な支援となるよう、体制の見直しを図ること。	
～ 委員会における主な参考意見 ～	
● 方向性①関連	
・ 専門性と十分なバックオフィス機能を有する、民間のベンチャー企業支援事業者は、一定程度存在している。そのような企業に施設の運営を委ねることも検討してもよいのではないか。	

財団法人横浜市消費者協会

団体概要 (平成22年7月1日現在)

所在地	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 ゆめおおおかオフィスタワー4階	(TEL)	845-7722
URL	http://www.yokohama-consumer.or.jp/yks/index.html	設立	昭和54年3月30日
代表者	理事長 日和佐 信子	(平成17年4月1日 就任)	
資本金	5,000 千円 (うち本市出資額・割合)	5,000 千円	100.0 %
主務官庁	神奈川県県民局くらし文化部消費生活課		
市所管課	経済観光局消費経済課		
設立目的	消費者教育及び啓発並びに消費者活動支援事業を推進することによって、消費者の利益の擁護及びその増進を図り、もって横浜市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与することを目的とする。		

提言

横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類	引き続き経営努力が必要な団体 (小分類：引き続き、現在の団体運営及び財務状況を維持するとともに、さらなる経営努力を続けるべきもの)
------	--

※次期協約期間 (平成23年度から平成25年度まで)

経営改革の方向性 ①

効果的・効率的な運営に向け事業・組織の評価・見直しを行うとともに、消費者の自立支援及び被害救済の充実に努めること。

【補足または条件・整備すべき環境】

- ・消費者庁が設置され、消費者安全法の施行により消費生活センターが法的に位置づけられた。また、県に地方消費者行政活性化基金が設けられ、21年度から運営に活用している。
- ・前回の指定管理者の公募(H18~22)を契機に事業の見直しや効率化が進んだ点を踏まえ、非公募となった今後5年間(H23~27)についても、見直しや効率化の取組みが停滞することのないよう、評価・検証を的確に実施すること。
- ・相談業務は労働集約型の事業であることから、事業の拡充が単純なコストアップにつながらないよう、引き続き努力すること。

経営改革の方向性 ②

貸会議室については、稼働率の向上や利用目的による料金の差別化など、より効果的な利用となるよう、23年度からの見直しに向け、22年度中に検討結果をとりまとめること。

【補足または条件・整備すべき環境】

- ・貸会議室の稼働率は約40%であり、本来目的である消費者団体の利用は全体の8%程度に留まっている。将来的には、用途の転換も含めてあり方を検討すること。

経営改革の方向性 ③

公益認定を見据え、役員体制の見直しを行うとともに、固有職員の育成・登用計画を着実に実施すること。

～ 委員会における主な参考意見 ～

● 方向性①関連

- ・消費者行政にどれだけ予算を使うかという根本的な問題はありますが、消費者問題に長く関わってきた経験からすれば、予算や施策の拡充につながるよう、より実績を上げていくことを求めたい。
- ・高齢者や若者に対する情報伝達が課題であり、引き続きこの点の対策の強化が求められる。
- ・人件費の見直しの中では、教育研修費は意外と大きいため、有期契約の嘱託員に対する教育費でコスト的な無駄が生じないよう留意していく必要がある。

● 方向性②関連

- ・室料収入としても年間140万円程度である点を踏まえると、協会の本来的業務とはいえない。

● 方向性③関連

- ・トップが頻繁に代わる傾向が見られるが、より継続性をもって取り組むことが望まれる。

財団法人横浜市シルバー人材センター

団体概要 (平成22年7月1日現在)

所在地	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 オフィスタワー13F	(TEL)	847-1800
URL	http://www.yokohamacity-silvercenter.or.jp/	設立	昭和55年10月1日
代表者	理事長 守屋 直	(平成22年4月1日 就任)	
資本金	10,000 千円 (うち本市出資額・割合)	10,000 千円	・ 100.0 %)
主務官庁	神奈川県商工労働局労働部雇用対策課		
市所管課	経済観光局雇用労働課		
設立目的	高年齢者に臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を提供し、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与する。		

提言

横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類	引き続き経営努力が必要な団体 (小分類：引き続き、現在の団体運営及び財務状況を維持するとともに、さらなる経営努力を続けるべきもの)
------	--

※次期協約期間 (平成23年度から平成25年度まで)

経営改革の方向性 ①

受注が漸減し会員数も減少している状況を踏まえ、団体の公益的使命の達成のためにも、受注を増やすことが必要である。受注開拓にあたる職員や会員の教育・研修や、市民へのPRを着実にやり、民業や他制度ではカバーされないシルバー事業に相応しい業務の開拓を進めるなど、受注増への取組を強化すること。

【補足または条件・整備すべき環境】

- ・ 高年齢者の就業を通じて生きがいの充実や社会貢献、健康増進、地域づくり等につなげるという公益的使命を担っている。
- ・ 高齢化が進んでいる上、生きがいよりも生活費を得るために会員となる高齢者も増えている一方、景気低迷の影響もあり、平成19年度以降は受注件数が漸減傾向にあり、また会費制導入もあって会員数が減少している。
- ・ シルバー人材センターが幹旋する業務は、高年齢者の臨時的かつ短期的な就労またはその他軽易な業務に限られ、ハローワークや民間人材派遣とは役割分担がされている。

経営改革の方向性 ②

財務の自立性・安定性を高めるため、実質的な運転資金に充当している市からの短期貸付金について見直しを行い、解消に向けた長期計画を策定すること。

【補足または条件・整備すべき環境】

- ・ 市の厳しい財政状況も踏まえ、運転資金支払積立資産の保有を認めるなど、実現可能性のある方策の検討をさらに進めること。

経営改革の方向性 ③

会員や臨時的職員の活用をさらに進めることや管理職数の見直しなど、人件費削減策を、平成22年度中にとりまとめること。

【補足または条件・整備すべき環境】

- ・ 年齢構成と管理職比率が高く、人件費が高くなっている。アルバイトや嘱託、会員の活用を進めることで、さらなる経費の削減を行うこと。

横浜市場冷蔵株式会社

団体概要 (平成22年7月1日現在)

所在地	横浜市神奈川区山内町1-1	(TEL)	453-1225
URL	www.hamarei.co.jp	設立	昭和24年5月1日
代表者	代表取締役社長 市原 正博	(平成22年6月21日)	就任)
資本金	50,000 千円 (うち本市出資額・割合	24,950 千円	・ 49.9%)
主務官庁	-		
市所管課	経済観光局中央卸売市場本場運営調整課		
設立目的	本市中央卸売市場本場及び南部市場の関連事業者として、市民への生鮮食料品の安定供給を確保するために、食料品の鮮度保持、製氷製造、流通上の重要な一端を担うことを目的としている。		

提言

横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類

民間主体の運営が望ましい団体

[小分類：市の関与を見直し、次期協約期間内に民間主体の経営へ移行すべきもの]

※次期協約期間 (平成23年度から平成25年度まで)

経営改革の方向性 ①

近年の市場取扱量の著しい減少や、周辺に民間の同業他社が存在していることから、市が主体となって市場の冷蔵施設を整備・運営する必要性は低下しており、民間主体の経営へ移行すべきである。

【補足または条件・整備すべき環境】

- ・ 右肩上がりだった市場の取扱量は近年急激な減少に転じ、それを受けた市場の再編・機能強化によって、団体を取り巻く経営環境は大きな転換期にある。

経営改革の方向性 ②

市場の統合方針を受けた今後のあり方検討に際しては、民間主体への方向性を踏まえ、市の追加的な融資や負担の生じない方法を基本とすること。その上で、平成22年度中に、将来的な市の出資比率引き下げや人的支援等を明確にし、それへ向けた具体的な計画を再編計画の策定に合わせてとりまとめること。

【補足または条件・整備すべき環境】

- ・ 概ね5年以内に本場・南部市場を再編・機能強化する方針が決定されたことを受け(H22.7)、再編後の冷蔵施設の規模や事業展開について再編計画の策定に合わせて決定すること。
- ・ 現在、大黒支社を除き、建物や冷蔵・冷凍施設の多くは市の所有である。民間主体の経営への移行を具体化するにあたっては、市場再編による見直しを契機とし、出資率の引き下げ以外にも、施設の所有関係も含めて、従来の方法にとらわれず、幅広くスキームを検討すること。

経営改革の方向性 ③

組織・業務の改善については、本市OB役員の削減を図るなど、人材登用(育成)計画に沿って推進すること。また、経営環境が厳しさを増している中で、財務・組織に関する経営マネジメントを強化すること。

【補足または条件・整備すべき環境】

- ・ 通常は営業収益が大幅に減少すれば、管理費を抑えるべきであるが、19年度から20年度にかけては、逆に管理費が上昇し利益が圧縮された。

～ 委員会における主な参考意見 ～

● 方向性①関連

- ・ 純粋に市場原理に委ね市の関与をなくしていくべきとの考え方がある一方で、市場の機能性の維持や、零細企業の保護といった役割として市の一定の関与が必要との考え方もある。民間主体の運営へ移行していく中で、将来的にどこまで市の関与が必要か、市場開設者としての市の考え方を整理していく必要がある。

横浜市住宅供給公社

団体概要 (平成22年7月1日現在)

所在地	横浜市神奈川区栄町8番地1	(TEL)	451-7710
URL	http://www.yokohama-kousya.or.jp	設立	昭和41年12月1日
代表者	理事長 相原 正昭	(平成21年4月1日 就任)
資本金	10,000 千円 (うち本市出資額・割合	10,000 千円	・ 100.0%)
主務官庁	国土交通省関東地方整備局建政部住宅整備課		
市所管課	建築局住宅計画課		
設立目的	住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する住宅を供給し、もって住民の生活の安全と社会福祉の増進に寄与する。		

提言

横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類	事業等の再整理が必要な団体 (小分類：団体運営(公益的使命等)の実現強化に向け、事業の重点化を進めるべきもの) ※次期協約期間(平成23年度から平成25年度まで)
------	---

経営改革の方向性 ①

民間で担える事業については、量的・質的に民間では充足されない場合に実施することを基本とし、民間企業・NPOなどの力を引き出し、可能なものから民間へ移行すること。

【補足または条件・整備すべき環境】

- ・ 民間と競合する中堅所得者向けの一般的分譲住宅については、役割が終了したため、平成21年度をもって事業からの撤退を行った。
- ・ まちづくり事業は、防災や福祉の観点から市が関与してでも行う公益的使命を有する。公社では、住民の合意形成に時間を要するなど民間が事業化しない場合について行っている。
- ・ 民間提携住宅事業(高齢者向け優良賃貸事業)は、規制緩和により民間事業者も参入しているが、民間だけでは量的に計画戸数に達しない状態が続いている。今後、高齢者の居住安定化計画(平成23年度中に策定予定)に基づき、より適確な整備戸数の計画化が可能となる見込である。

経営改革の方向性 ②

事業の再整理に応じた組織の見直しを行うとともに、簡素で効率的な組織形態への転換を進めること。

～ 委員会における主な参考意見 ～

● 方向性①関連

- ・ 公社には、市の名前を冠した団体としての優位性が想定されることから、マンション等管理支援事業などでも、一般の民間事業者との間で必ずしも公平な競争状態にあるとはいえないのではないかと。

● 方向性②関連

- ・ 理事長と専務理事がともに市OBであるが、その必要性・妥当性は見直すべきではないかと。

財団法人 横浜市ふるさと歴史財団

団体概要 (平成22年7月1日現在)

所在地	横浜市都筑区中川中央1-18-1	(TEL)	912-7771
URL	http://www.rekihaku.city.yokohama.jp	設立	平成4年9月30日
代表者	理事長 高村 直助	(平成17年7月1日 就任)
資本金	100,000 千円 (うち本市出資額・割合	100,000 千円	・ 100.0%)
主務官庁	神奈川県教育委員会 (総務局行政班)		
市所管課	教育委員会事務局生涯学習文化財課		
設立目的	横浜に関係した歴史の理解に資する国内外の資料や文化財の調査、研究、収集、保管及び公開を行うとともに、歴史や文化財に関する普及啓発を行い、もって、ふるさと意識の醸成及び市民文化の発展に寄与することを目的とする。		

提言

横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類

事業等の再整理が必要な団体

〔小分類：団体運営（公益的使命等）の実現及び財務状況の改善に向け、事業の統廃合を伴う経営改革を進めるべきもの〕

※次期協約期間（平成23年度から平成25年度まで）

経営改革の方向性 ①

文化財の保存・調査・研究・活用については、高い公益性が認められるが、利用者が極端に少ない施設もあることから、施設ごとに費用対効果の検証を行い、平成23年度中に統合も含めて今後の方向性を明確にすること。

【補足または条件・整備すべき環境】

- 横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館については、非常に良い立地条件にも関わらず、利用者が少ない現状を踏まえ、抜本的な改革を検討すること。
- 検討にあたっては、寄贈者・寄託者の意向や、収蔵・調査研究スペースの確保なども踏まえて進めていく必要がある。

経営改革の方向性 ②

非常勤役員の削減および学芸員の弾力的運用を図るなど、平成23年度中に現場中心の組織体制にし、組織体制のスリム化・効率化に取り組み、運営コストの削減を図ること。

【補足または条件・整備すべき環境】

- 学芸員については、専門分野以外でも幅広く活用し、柔軟にローテーションするなど、少ない人員で効率的に運営できる体制を整えること。
- 指定管理が非公募の方針となったことや公益法人への移行を契機として、施設ごとに行っている経理等の総務部門の集約化など、業務の改善と組織の効率化を図ること。

～ 委員会における主な参考意見 ～

● 方向性②関連

- 複数の外郭団体の総務部門を1箇所にとまとめアウトソーシングすることにより、経費の大幅な削減が図れるのではないかと。